

「特定有害物質の主な使用用途」

物質名		使用用途
第一種特定有害物質	四塩化炭素	洗浄剤、殺虫剤、ドライクリーニングの洗剤、フロンガス製造、その他の工業化学の原料、溶剤等
	1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー原料、エチレンジアミン合成樹脂原料、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤等
	1,1-ジクロロエチレン	有機溶剤に可溶で、ポリ塩化ビニリデール（コーティングシート）の原料等
	1,2-ジクロロエチレン	溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料等
	1,3-ジクロロプロペン	土壌燻蒸剤、殺虫剤、ゴムの加硫促進剤等
	ジクロロメタン	プリント基板の洗浄、金属の脱脂洗浄、冷媒、ラッカー、剥離剤、エアゾール噴射剤、ウレタンフォームの発泡助剤等
	テトラクロロエチレン	機械金属部品や電子部品の脱脂やドライクリーニング用の洗剤等
	1,1,1-トリクロロエタン	金属の洗浄、ドライクリーニング溶剤（製造・使用禁止）、繊維のシミ抜き、印刷製版の仕上げ剤等
	1,1,2-トリクロロエタン	粘着剤、溶剤、合成原料等
	トリクロロエチレン	機械金属部品や電子部品の脱脂やドライクリーニング用の洗剤、工業用溶剤等
	ベンゼン	染料、溶剤、合成ゴム、合成皮革、合成顔料、化学工業用原料、農薬等の原料、消毒剤等、ガソリンに1%前後含まれる
	クロロエチレン	ポリ塩化ビニルや、塩化ビニル系共重合樹脂の原料等
第二種特定有害物質	カドミウム	Ni-Cd電池、塗料(顔料)、メッキ工業、塩ビ安定剤、合金、ハンダ等
	六価クロム	化学工業薬品、メッキ剤、皮革なめし、防腐剤、酸化剤、触媒、着色顔料、窯業原料、研磨剤、火薬、着火剤、医薬品原料等
	シアン	メッキ工業、化学工業、石炭ガス及びコークス製造、写真フィルム製造、写真現像所（銀板写真・青写真）、着色顔料、農薬・医薬原料等
	総水銀	化学工業、電解ソーダ、蛍光灯、水銀ランプ、計器(体温計、血圧計等)、水銀軟膏、医薬品、触媒等
	セレン	複写機、感光体、整流器、太陽電池、赤色顔料、ガラス着色剤、合金添加剤、動物用飼料、動物用医薬品等
	鉛	鉛蓄電池、半田、鉛管、顔料、合金、電線被覆、防錆材料、ガソリン添加剤、プラスチック製造工程の硬化剤等
	砒素	鉱山、製薬、半導体材料、木材防腐剤、消泡剤、合金添加剤、ガラス脱色剤等
	ふっ素	金属の研磨やステンレスの洗浄、ふっ素系洗浄剤、表面処理等
	ほう素	電気めっき工程の緩衝剤、メッキ液、でんぷん糊、防腐剤、防虫、防蟻、難燃材、陶磁器のうわ薬、目薬、漂白剤原料等
第三種特定有害物質	シマジン	トリアジン系除草剤等
	チウラム	種子、球根、芝などの殺菌剤、ゴムの加硫剤・加硫促進剤、農作物や芝生の病害防除、ネズミ等の忌避剤等
	チオベンカルブ	チオカーバイト系除草剤等
	P C B	電気絶縁油、熱媒体、ノーカーボン複写紙、変圧器、安定器等。（現在は製造禁止）
	有機リン	殺虫殺菌剤等

※「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」東京都環境局より一部抜粋引用。